

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種商品の改定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行（2021年2月13日施行）に伴い、新型コロナウイルス感染症は、感染症法\*において新型インフルエンザ等感染症と位置付けられることになりましたので、「感染症」を補償対象としている商品につきまして、下記の通り商品改定を実施いたします。

\* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます（以下、同様とします。）。

### 1 対象について

#### (1) 対象となる保険約款・特約

子ども総合保険における特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

※次の商品に付帯されています。園児総合保険、小学生総合保険、中学生総合保険、高校生総合保険、学生のための総合保険（延長タイプを含む）、いつでもどこでも【ケガ・賠償保険】

#### (2) 補償対象となる方

子ども向け保険の当該特約を付帯された保険契約にご加入の全被保険者さま

#### (3) 適用時期

改正感染症法の施行日である2021年2月13日に遡及して適用します。

保険始期にかかわらず、2021年2月13日以降に発病した場合において、有効であった保険契約について対象といたします。

\* お客さまによる契約変更手続きの必要はございません。

\* 本改定に伴う追加保険料はございません。

\* 新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」に指定された2020年2月1日以降に発病した場合において、有効であった保険契約について補償対象といたします。

### 2 改定内容：特定感染症危険補償特約の改定

#### (1) 改定内容

「感染症法における一類感染症から三類感染症」および「指定感染症」<sup>(\*1)</sup>に加え、引き続き新型コロナウイルス感染症を保険金の支払対象とします。

現行（改定前）	改定後
感染症法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症、同条第8項の規定に基づき政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている指定感染症が補償対象	感染症法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症、同条第8項の規定に基づき政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている指定感染症に加え、「 <u>同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u> 」 <sup>(*2)</sup> についても補償対象

(\*1) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている場合に限りです。

(\*2) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。）であるものに限りです。